

学校経営のポイント

## 法務局による“いじめ”対応への説示と要請

若井 彌一

5月21日付け『朝日新聞』に、「福岡のいじめ自殺、法務局が元担任らに『説示』」という見出しの記事が掲載された。各学校での取組みに生かすべき内容なので、取り上げておきたい。

### 「説示」と「要請」の意味

新聞報道によれば、福岡県下の公立中学校2年生（当時13歳）男子生徒が「いじめを苦に自殺した問題」で、福岡法務局が「いじめによる人権侵害があったと認定し」、この生徒に「不適切な発言」をした1年時の担任教諭と前校長に反省を促す「説示」をし、また現在の校長と町教育委員会に対して、再発防止を求める「要請」をしていたことがわかったという。

法務局は、法務省設置法（平成11年7月16日公布、法律第93号）第15条に基づいて法務省に置かれるものとされており、法務局および地方法務局は、法務省の所掌事務のうち、民事および行政の訟務、戸籍、登記、公証等の民事行政と人権擁護事務等を分掌している（第18条第1項）。

人権侵犯事件の調査および処理は、法務局の所掌事務のうち重要な1つの柱であり、この事務の取扱いについては、「人権侵犯事件調査処理規程」（平成16年法務省訓令第2号）で定めている。

同規程によれば、法務局長または地方法務局長は、人権侵犯事件について調査の結果、「人権侵犯の事実があると認めるとき」は、「要請」「説示」「勧告」「通告」「告発」の措置を講ずるものとされている（第14条）。

今回、福岡法務局が行った「説示」は、「相手方等に対しその反省を促し、善処を求めるため、事理

を説示すること」を意味する（第2号）。

また「要請」は、「人権侵犯による被害の救済又は予防について、実動的な対応をすることができる者に対し、必要な措置を執ることを要請すること」を意味する。これらの措置は、処分性を有するものではない。

### 軽い措置と軽視せずに積極的取組みを

今回の措置は、「勧告」「通告」「告発」の措置と比較して相対的に軽いものではあるが、説示・要請の対象となった学校はもちろんのこと、他の学校においても、自校の「いじめ問題」の取組みに不十分などところがないかどうか、今一度ふり返りを行ってみたいものである。

説示・要請を行った法務局の担当者は、報道によれば、「いじめは人権侵害。人権擁護機関として、防止のための事業も進めており、今後も適正な措置をしたい」と述べているとのことである。

この一件については、文部科学省が職員3名を福岡県教委に派遣して、県教委同席のもとで町教育委員会から事情を聴取することも行われた。「騒ぎすぎ」とか「他校のこと」という甘い認識ではなく、自校の「いじめ」問題への取組みの見直しとそれに基づく改善の契機としたい。

なお、この一件については、文部科学省のHP「福岡県筑前町における中学生の自殺事件について」（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/06102402/004.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06102402/004.htm)）により、詳細を知ることができる。ぜひ一読をしておきたいものである。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授・附属図書館長）

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●好評発売中！ ● 北村文夫（玉川大学講師）【編】 A5判 224頁・定価 2415円 教育開発研究所

## 『いじめ・暴力を乗り越える—トラブルを克服する力の育成』

『関係力～「子どもが生きる学力」への挑戦～』 上越教育大学附属小学校【著】  
B5判 215頁・定価 2520円